

教 職 第 994 - 3 号

平成 28 年 11 月 28 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

(公印省略)

年末調整関係帳票の配信について（通知）

日頃より適正な給与支給事務について、御協力いただきお礼申し上げます。

平成 28 年分年末調整に係る下記の帳票について、小中学校県費事務システムにて該当校のみに配信いたしますので、下記により確認願います（12月16日配信予定）。

記

1 送付帳票

- (1) 扶養親族アンマッチリスト
- (2) 前職勤務一覧表

2 扶養親族アンマッチリストの確認

(1) 出力対象者

年末調整時に報告した所得税申告区分と、扶養親族報告又は扶養親族数報告書で報告した内容に相違がある職員について、出力されています。

(2) 出力内容

ア 「所得税申告区分」欄

(ア) 「年調」欄

年末調整報告書 1 により報告した所得税申告区分が出力されています。

年末調整は、この欄に出力された内容により行われます。

(イ) 「扶養」欄

扶養親族報告又は扶養親族数報告書で報告した扶養親族の内容を所得税申告区分に置き換えたものが出力されています。

イ 「扶養情報」欄

扶養親族報告又は扶養親族数報告書により報告した扶養親族の内容が出力されています。

(3) 確認方法

「年調」欄と「扶養」欄で相違がある箇所に＊（アスタリスク）が出力されています。平成28年分扶養控除等（異動）申告書により内容を確認してください。

(4) 修正方法

ア 「年調」欄の内容が誤っていた場合

年末再調整時に年末調整報告書1（再）により所得税申告区分を修正報告してください。

※ 年末再調整時に年末調整報告書1（再）により報告した所得税申告区分は、給与マスタに反映されません。

年末再調整時の内容を平成29年分扶養控除等（異動）申告書に引き継ぐ場合は、平成29年1月分給与報告時に所得税申告区分の変更を行ってください。

※ 年末再調整に係る事務処理については、平成28年11月11日付け教職第958－3号を参照してください。

イ 「扶養」欄の内容が誤っていた場合

原則として小中学校県費事務システムの「扶養親族報告」画面で修正報告をしてください。

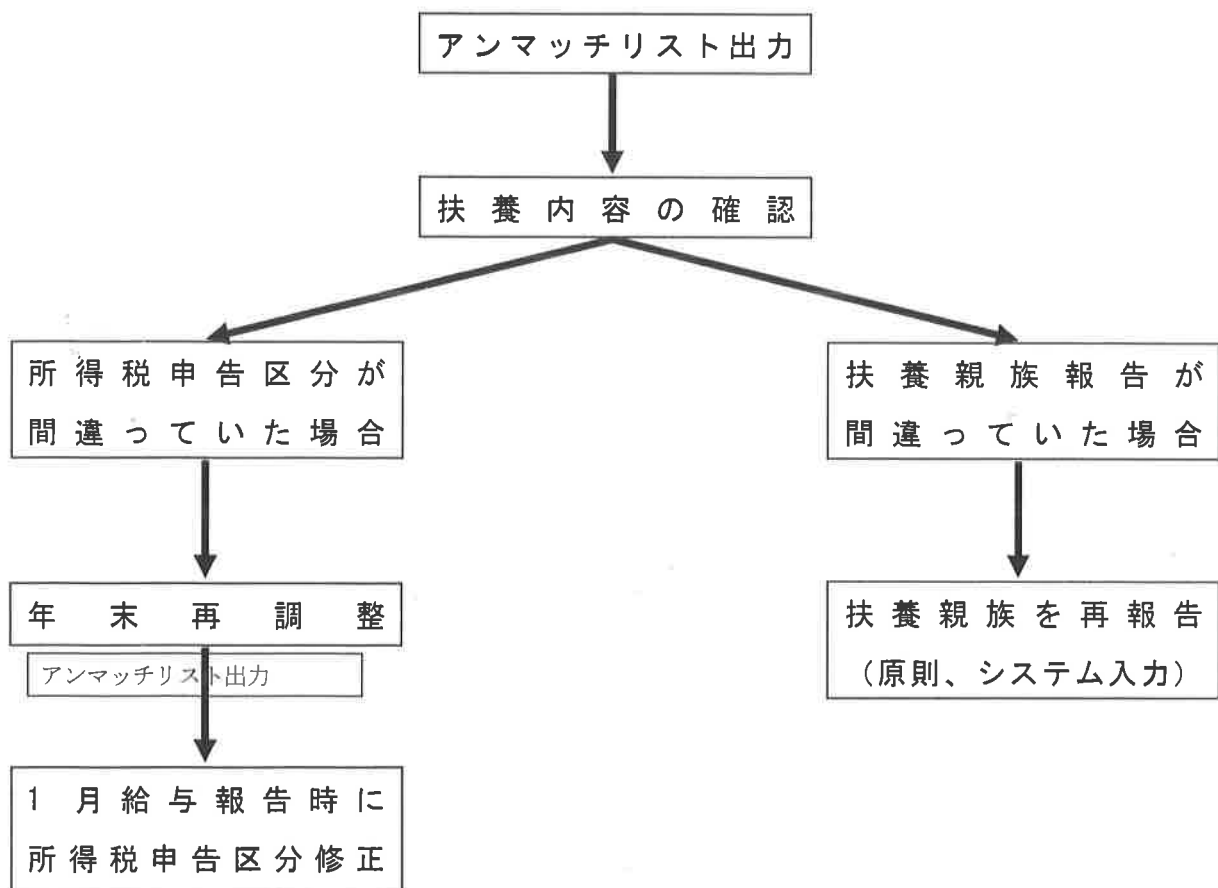
なお、「扶養親族数報告書」の提出が必要な場合には、さいたま市教職員課又は教育事務所の定める日までに扶養親族数報告書を提出してください。

※ 扶養親族数報告書に係る事務処理については、平成28年9月16日付け教職第700－1号を参照してください。

ウ 注意事項

平成28年中に扶養親族が死亡し、扶養親族報告書の「死亡取消」欄に1を記入して報告していた場合は、平成29年1月分給与報告で所得税申告区分の修正が必要になります。

◇参考◇アンマッチリストが出力された時の事務処理



3 前職勤務一覧表の確認

(1) 出力対象者

年末調整前職報告書を報告した職員について、出力されています。

(2) 確認内容

報告した年末調整前職報告書と相違がないか確認してください。

(3) 修正方法

さいたま市教職員課又は教育事務所の定める日までに年末調整前職報告書を提出してください。

担当 給与支給・システム管理担当